

ケアハウス大慈利用契約書

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

社会福祉法人 大慈厚生事業会（以下「事業者」という）と _____ 様（以下「契約者」という）は、契約者がケアハウス大慈（以下「ケアハウス」という）において、事業者から提供される特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。本契約は別途作成される入居契約書に付随することとします。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める特定施設サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施するサービスは、特定施設サービス内容（ケアプランを含む、以下「**ライフプラン**」）という）に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、本契約は更に同じ条件で更新されることとし、以後も同様とします。

第3条（**ライフプラン**の決定・変更）

1. 事業者は、計画作成担当者（介護支援専門員）に第1条第2項に定める**ライフプラン**の作成に関する業務を担当させることとします。
2. **ライフプラン**は、計画作成担当者（介護支援専門員）が**ライフプラン**について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
3. 事業者は6ヶ月に1回、若しくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画作成担当者（介護支援専門員）に、**ライフプラン**について変更の必要があるかどうか調査させ、その結果、**ライフプラン**の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、**ライフプラン**を変更することとします。
4. 事業者は、**ライフプラン**を変更した場合には、契約者に対し書面を交付し、その内容を確認することとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ケアハウスにおいて、契約者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供することとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供することとします。

- ① 契約者が選定する特別な食事の提供
- ② 契約者に対する理美容サービス
- ③ 契約者の介護に係るおむつ等排泄介助物品
- ④ 契約者からの貴重品の管理

2. 前項の他、事業者は、契約者との合意によって手厚い介護・看護職員配置サービス、また、日常生活における通常必要となるものに係るサービス等を介護保険給付対象外のサービスとして提供することとします。

3. 前2項に定めるサービスについて、その利用料金は契約者が負担することとします。

4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明することとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2. 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うこととします。

但し、契約者が利用時に要介護認定を受けていない場合には、要介護の認定を受けた後、サービス利用料金を支払うこととします。また、事業者は、償還払いとなる場合には、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記した「サービス提供証明書」を交付することとします。

3. 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うこととします。

4. 前項の他、契約者はおむつ代等第4条及び第5条に定めるサービスの提供において必要となる諸費用実費を事業者に支払うこととします。

5. 前項4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うこととします。

6. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

1. 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができることとします。
2. 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができることとします。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができることとします。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮することとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または、看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施することとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、身体拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行わないこととします。
4. 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うこととします。
5. 事業者は、契約者に対する特定施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者若しくはその代理人の請求に応じてこれを開示し、複写を交付することとします。
6. サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または予め定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じることとします。

第9条（守秘義務等）

1. 事業者は、サービス従事者が特定施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できることとします。
3. 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退居のための援助を行う場合に、契約者に関する個人情報を提供する際には、契約者の同意を得ることとします。

第四章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用することとします。
2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要がありと認められる場合には、事業者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めることとします。但し、その場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をすることとします。
3. 契約者は、ケアハウスの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により元の状態に戻すか、又は相当の代価を支払うこととします。
4. 契約者の心身の状況などにより、特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定することとします。

第11条（契約者の禁止行為）

契約者はケアハウス内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① 決められた場所以外での喫煙。
- ② サービス従事者又は他の入居者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと。
- ③ 入居規則その他において事業者が定めた以外の物の持ち込み。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償額を減じることができることとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行することとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。ただし、既に実施したサービスの利用料金の支払いは請求いたします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができることとします。

- ① 契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりケアハウスを閉鎖した場合。
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ ケアハウスが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解除された場合。

2. 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めることとします。

第 16 条（契約者からの中途解約）

1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 2 ヶ月前までに事業者に通知することとします。

2. 契約者は、第 7 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3. 契約者が同条第 1 項の通知を行わずに退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解除されたものとし、契約者の権利は消滅します。

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合。
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合。
- ④ 他の入居者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

第 18 条（事業者からの契約解除）

1. 事業者は、契約者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金等の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも拘わらずこれが支払われない場合。
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事態を生じさせた場合。
- ④ 契約者の行動が他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事態が生じた場合。
- ⑤ 契約者が連続して 3 ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院して 3 ヶ月を越えた場合。
- ⑥ 契約者が他の施設入所サービス事業所に入所した場合。
- ⑦ 契約者の身体状況が施設の看護能力を越えた場合。

2. 前項の規定による契約の終了後、退去までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第 19 条（契約の終了に伴う援助）

1. 本契約が終了し、契約者がケアハウスを退去する場合には、前条の場合を除き、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助を契約者に対し速やかに行うこととします。

- ① 病院若しくは診療所又は介護老人保健施設などの紹介。
- ② 居宅介護支援事業所の紹介。
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。

2. 前項の規定により契約が解除され、契約者がケアハウスを退去する場合には、契約者の希望により、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な前項第①号から第③号に定める援助を契約者に対し速やかに行うように努めることとします。

第 20 条（契約者の入院に係る取り扱い）

1. 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3 ヶ月以内は退院後も再びケアハウスに入居できることとします。

2. 前項における入院期間中において、契約者は所定の介護費及び生活費を除き事業者に支払うものとします。

第 21 条（居室の明け渡し、精算）

1. 契約者は、第 15 条第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 10 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すこととします。
2. 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は、前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うこととします。
3. 契約者は、第 19 条第 1 項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。但し、事業者が援助を完了した時には、契約者は直ちに居室を明け渡し、かつ前項の所定の利用料金を直ちに支払う義務を負うこととなります。なお、この場合には、実際の退去までの間に介護保険給付のあった時には、この給付額を控除した残額を契約者に負担していただきます。
4. 同条第 1 項の場合に、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 6 条第 6 項を準用します。

第七章 その他

第 22 条（身元引受人）

1. 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
2. 身元引受人は、前項の責任の他、次に定める責任を負います。
 - ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込み、費用負担など、その入院手続きを円滑に遂行すること。
 - ② 本契約が終了した場合に、事業者と協力して契約者の状態に応じた受け入れ先を確保すること。
 - ③ 契約者が死亡した場合、その他の事由で契約が終了した場合、速やかに身柄及び残置品等の引き取りなど必要な処置を行うこと。
3. 事業者は、契約者が入院を必要とする場合、並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡することとします。
4. 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
5. 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金額がある場合には、その金銭から差し引くことができることとします。
6. 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるよう努めます。

7. 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、身元引受人に対し利用料金の変更、**ライフプラン**の変更等を通知します。

第 23 条（一時外泊）

契約者は、事業者の同意を得た上で、原則として月に連続 7 日を限度として、ケアハウス外で宿泊することができることとします。この場合、契約者は外泊開始日の 2 日前までに事業者に届け出るものとします。但し、緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。

第 24 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者及び苦情解決責任者等を選任して適切に対応することとします。

第 25 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他関係法令の定めるところに従い、契約者若しくは身元引受人と誠意をもって協議することとします。